

令和元年 9 月 12 日

保護者の皆様

豊見城市立豊崎小学校
校長 城田 由勝
(公印省略)

消費税法改正に伴う口座振替手数料及び振込手数料の改定について
(お知らせ)

平素より学校給食に際しましてはご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

見出しの件につきまして、ご存知のとおり令和元年 10 月 1 日より消費税が 8%から 10%になります。それに伴い金融機関用支払納付書等で給食費を金融機関にて納付する場合の手数料(金融機関が徴収)も、『108 円』から『110 円』になります。

そこで、手数料の記載が『108 円』の納付書では、令和元年 10 月 1 日以降金融機関の窓口では納付が出来なくなります。

つきましては、10 月 1 日以降は手数料の記載が『110 円』の納付書をご準備致しますので必要な方は下記担当までご連絡下さい。

なお、口座引落しの手数料(契約会社の㈱おきぎんエス・ピー・オーが徴収)も『86 円』から『88 円』になりますので、併せてお知らせします。

豊見城市立豊崎小学校
給食費事務 橋本
TEL 840-6530